

西洋近代思想における抑圧と解放－カント最晩年の政治思想を参照点として－

平子友長（一橋大学）

西欧近代の社会諸思想は、人間の権利の平等を原理として身分制的諸制度を解体しつつ、自立的諸個人が平等に連帯する政治的社会を基礎付けるものであった。商品市場経済の発展は、経済面から西欧近代に特徴的な自立的諸個人の形成を促進した。西欧近代の人間観は、その担い手によって人間の解放と文明化として称揚されたが、他方でそれは、人権と文明から排除された人々に対する差別と抑圧を正当化する思想でもあった。

報告者は、西欧近代啓蒙に内在する解放と抑圧の両義性に最も敏感に反応した思想家として最晩年のカントを取り上げ、カントを参照点として西欧近代の社会諸思想に内在する解放と抑圧の両義性の諸相を浮き彫りにしてみたい。

カントは、『永遠平和のために』（1795年）において、フランス革命を契機として勃発したヨーロッパ諸国家相互の戦争を批判すると同時に、その背後に進行していた西欧諸列強による非西洋諸地域に対する帝国主義的侵略に対しても鋭い批判の目を向けた。ヨーロッパ諸国家間の戦争の場合には、グロティウス以来の国際法を発展させる方向で平和を構想することが可能であった（「永遠平和のための第二確定条項」）。しかし西欧諸列強によって「無主の地」と見なされている諸地域（アジア、アフリカ、アメリカ、オーストラリア諸大陸）に住む人々に対しては、国際法は何の法的保護も与えない。カントの「世界市民的体制」の理念は、西欧文明諸国の侵略に曝されながら、それを告発するいかなる法的制度的手段も奪われた人々に対する救済の最後の拠り所として構想されている。この理念は、地球上のあらゆる形態の権利侵害を国際法などの諸制度がそれを実効的に停止させるまでの間、社会的弱者の立場にたって侵害を告発するための最後の手段として構想されている限り、きわめて実践的な理念であった。

カントは、『人倫の形而上学』（1797年）「法論の第1部 民法論」において自然状態における所有権を承認し、それを先占権として基礎付けている。「民法論」は、ロックの所有論の批判に充てられている。それは、ロックの所有論は、労働による所有という万人に平等な所有を基礎付けたように見えて、実際は、「合理的農業」以外の労働による土地所有を否定したことによって非西洋諸地域に住む人々の先住権を「合法的」に否定する「論拠」を与えるものだったからである。

西欧近代の社会諸思想における差別と抑圧は、西欧列強の植民地化の対象とされた非西欧諸地域に住む人々に対する態度に集約的に表現される。これは、先住者の土地所有権の否定、文明による野蛮の征服の正当化、国民国家間の国際関係を「自然状態」と規定することによる「強者の権利」の肯定（ヘーゲルの「世界精神」）などの形態をとって、国民国家形成以降の西欧の人間観の主潮流を形成した。

これに反対する系譜は、ホップズ、スピノザ、ルソーを経て、最晩年のカントにいたって最も具体的でラディカルな表現を見出した。しかしカント以降ドイツ哲学は急速にナショナリズムの論理に絡め取られて行く。